

令和6年度 第3回 犬山市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和6年11月28日（木）午後2時～3時15分
場 所 犬山市役所 2階202会議室
出席者 日比野委員、舟橋委員、河村委員、
板津委員、澤田委員、石原委員、原委員、
玉置委員、久世委員、岡村委員、諏訪委員、
（欠席者）鈴木委員
事務局 高木健康福祉部長、舟橋保険年金課長、
梅田保険年金課課長補佐、
保浦保険年金課統括主査、
河合保険年金課職員

◆議事

会長

本日、鈴木委員からご欠席の連絡がありましたので、本日出席している委員は12名であります。国民健康保険運営協議会規則第5条の規定を満たしておりますので、直ちにこの会議を進めたいと思います。議事に入る前に、本日の議事録署名人を、私の方から指名をさせていただきます。被保険者代表の河村委員さん、保険医・薬剤師代表の原委員さん、お2人の方をお願いしたいと思います。

それでは議題に入りたいと思います。議題1、県が発表した来年度の仮算定納付金額について、事務局より報告を受けたいと思います。

事務局

では、ご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。令和7年度納付金の仮算定結果になります。毎年この時期に、県から来年度に払う納付金の仮算定結果が示されます。今回は仮算定ということで、本算定は1月に示されます。時期的にこの仮算定納付金をもとに、来年度の税率について、この後、ご協議いただきたいと思います。まずは納付金の金額についてご説明をさせていただきます。

最初に結果の方から申し上げますと、⑨県への納付金は、16億8,402万5,738円ということです。右の方を見ていただきますと、昨年度と比べて、約1億3,000万円の減額、率で言いますと7.3%の減となっております。その下の⑩被保険者数ですが、これは県による推計になりますが、今回の被保険者数としては1万5,588人、昨年度は1万1,502人でしたので、9,444人の減、8.2%の減となっています。その下の⑪1人当たり納付金負担額ですが、今回は15万9,502円、昨年度が15万7,873円ということで、1人当たり納付金額としては1%増加しているという結果となりました。

上の方に戻りまして、一番上①県全体の保険給付費の推計ですが、右端の増減を見ていただきますと、3.08%の減となっています。県の保険給付費が減った理由ですが、県の方では1人当たりの保険給付費は3%の伸びを見込んで推計しています。一方、被保険者数が減っているということで、県全体で4.8%減っていますので、保険給付費全体としては減少となっています。

それから、④昨年度以前の剰余金充当額についてですが、以前ですと、この県の剰余金を使って納付金を引き下げるというようなことがされていた時もある

りました。今回、県の説明によりますと、6年度の決算剰余金は48億円になる見込みということです。この決算剰余金は、納付金の急激な上昇を抑制するために活用するというルールが県の方でありまして、今回は納付金の急激な上昇がなかったということで、具体的に言うと、県1人当たり納付金の伸び率が1%を下回る場合は剰余金を活用しないというルールに則り、今回は納付金の伸び率が0.11%だということで、剰余金を活用しないということです。この今回使わなかった剰余金は、今後、急激に保険給付費が伸びて納付金が急増するようなことがあった場合に備えるということになります。

説明は以上です。

会長

説明は終わりました。仮算定の結果が出て参りまして、昨年度に比べたら1億3,000万ほど下がっているという状況の説明がありましたが、皆さんの方からご質問等々があればお願いします。

A委員

県の剰余金ですけど、ゼロじゃなくて48億円あったということですか。

事務局

そうです。6年度の保険給付費が見込みより実績の方が少ないということで、そういったこともあって、6年度は剰余金が48億円になる見込みということです。

A委員

それはいつの段階で分かったことなんですか。

事務局

先日11月20日に県で会議がありまして、その資料に説明がありました。

A委員

去年の議事録を見てもゼロだということで、その前から引き続きゼロだということでした。ゼロだと思っていたけど48億あると言われると、いつの間に出てきたんだという感じです。県の財政状況もそういうことだったら、どういう要因でその剰余金が出てきたのかと思います。保険給付費の減によって出てきたということになるんですね。

会長

事務局、どうして48億円が生まれてきたかということに対してよろしいですか。去年のこの議論の中では剰余金はないって言っていて、今年この議論になって、仮算定が県から出てきたんだけど、その時になって、僕も疑問に思ったんですけど、48億という剰余金他突然出てきたので、例えば県の決算の方でそういうふうになったとか、というご説明があれば分かりやすいと思うんですが。

事務局

市役所と一緒に、県も6月に決算が決まります。収支がプラスでないと決算がくれないので、必ず剰余金が出ることになります。そこから国の補助金の精算などがありますので、そういったものを差引して、9月の決算議会あたりで、県としては、これだけ実際の蓄えができたということを把握していたというふうに思います。剰余金はこれまでも多少はあったのですが、医療費の急増があって、それをそのときに使わないといけないと考えていたので、納付金を下げるための剰余金はゼロだというふうに聞いていた記憶があります。今回の推計から推察すると、県はそれほど医療費が伸びていないと考えていて、48

億円の剰余金が見込めると思っているんだと思います。ただ母数を見て分かる
とおり、県全体の必要な保険給付費の推計は、桁が違いますよね。2, 500
億のうちの48億ぐらいが余るということですから、数値からいくと、大した
金額が残ったというわけではないと考えてるんだろうと思います。

A委員

剰余金は決算剰余金ですよ。本来だったら財政安定化基金というのはある
はずですが、これまで、その運用がどうなってるか話を聞いても結局よく分
からないです。だから、納付金が1%以上上がったときに、剰余金で保険税の急
増をならすというのは分かるけど、本来であれば財政安定化基金でそういうの
やるべきだと思います。だから、その運用と今の状況、本来、剰余金と基金と
は違うはずなんで、財政安定化基金でどれぐらい積み増したんだとか、本来だ
ったら剰余金が出たら、それは保険税をならすためじゃなくて基金に積み増す
はずだと思うんですよ。そういう運用がどうなっているかというのが、今の
説明を聞いても全く腹に落ちないものですから、そこをまた今後、資料をしっ
かり出していただきたいなと思います。いくら納めろというのは県から出てく
るわけですかね。だったら、今の県の財布はどうなんですかというのは、当然
確認すべき事項です。

事務局

財政安定化基金とA委員が今言われました。私ども国保の基金や市の一般会
計の基金のようなイメージで言ってると思いますけど、同じ名前のも
のが県の国保にもあるんですが、その役割は、市町村が急激に赤字になった場
合に補填をするための基金という性格を持っていて、いわゆる我々の基金のよ
うなイメージではなく、剰余金積み立ての機能がないような気がしますので、
そこら辺も含めて確認をしておきます。

A委員

本来の運用としては、剰余金で均すようなことはしないはずです。

会長

今までにもこの剰余金、基金の議論はしてきて、犬山市は保険税が大幅に上
がるときに基金を使って抑えてきたという経緯もあります。今日の話は、県の
剰余金の48億円というのが今日初めてポンと出てきたものですから、A委員
の方からご質問がありました。回答としては、まだ県の方に確認しなければ細
かいことは出ておりませんが、事務局は次回の協議会までに、それを確認いた
だきたいと思います。よろしいでしょうか。他にご質問等々があれば願いま
す。

B委員

全体のところは今のご説明だったんですけど、医療給付費分や後期支援分
は少なくなっていて、介護納付金分については横ばいというか、若干増えては
いるんですけど、これについての説明をいただきたいなと思います。

事務局

介護納付金については県全体でも上がってまして、1.3%ぐらい上がって
います。国が示している加入者一人当たり負担見込額も0.44%上がって
います。県と比べると、犬山市は被保険者数の減りが大きいので、それほど増
加率は大きくありませんが、県全体で上がっているのでも犬山市も上がっている
と言えると思います。

会長	今の答弁だとちょっとおかしい。県全体で上がっているから犬山市も上がっているという答弁はおかしいので、修正をお願いします。犬山市の介護納付金分がちょっと上がっているのはなぜかというB委員のご質問だったんで、当市の状況についての説明をいただきたいということですよ。今、県の話が出てきたんで、県全体が上がっているのだから犬山市は上がっているというような説明だったらそれはちょっと違うから。
事務局	ピンポイントの説明ではないかもしれませんが、後期支援分と介護分というのはどういう仕組みで県が払わなくてはいけないかと言いますと、先ほど補佐が説明したように、基本的に被保険者1人当たりの金額で決められます。拠出金は、この1人当たりの金額に被保険者数をかけます。複雑にしているのは、2年後の精算というのがあるので、余ったら返してくれますし、足らなかったら追加請求がきます。だから、増減の大きな要因としては、その年の概算の1人当たりの単価が上がれば、まず単純に上がる。それから、2年前の精算でお金を払わなきゃいけないと上がる。返してもらえば下がる、という傾向です。被保険者数は、皆さん先ほどからご承知のとおり、減っています。ですから、結局、要は本体全体の上がり幅と被保険者数減によって、全体額の増加よりも被保険者数の減少の方が大きければマイナスになるし、そうじゃなければ、若干のプラスになるというように変わります。大体予想がつくと思いますが、後期も介護も、国全体として拠出する額は増える一方ですから、基本的に単価は上がります。あとはその上がり具合と県と市の被保険者数の増減によってプラマイが出る。一番分かりやすいのは、納付金全体ですと、先ほどの説明通り7.3%ぐらい減りました。だけど被保険者は8.2%減ってます。1人当たりが同額だったら同じように8.2%ぐらい減るはずだけど、7.3%しか減らなかったということは1人当たりでみると1%伸びたからです。本当は単純な足し算ではありませんが、被保険者数が8%も減ったというのに、納付金額が7.3%しか下がらないのは、1人当たりは1%上がったから。そういうような説明に一般論としてはなりません。介護の現状の数値を把握してないので、正確に言えないですけど、そういう仕組みです。
会長	皆さん、分かりましたか。
A委員	介護保険の納付金が減るというのは、一人当たり単価は増えているが人が減っているからということですね。
事務局	介護は、40歳から64歳までが第2号被保険者といって、健康保険と一緒に納めなくてはならない世代になるので、この年齢層は、国保では少ないというところはあります。
会長	質問されたB委員、どうですか。
B委員	ありがとうございます。人数も結構急激に減っているということですが、後期高齢者になる方は逆に増えていると思うんですけど、それにしてもマイナス9.8%ということではちょっとどうなのかなと思ってます。

会長	後期高齢の方は人増えているはずだということですね。国保の方が944人減っているということは、後期の方がその分増えているはずだけど、これだけマイナスになっているのはなぜかということです。
事務局（河合）	先ほどと同じ理屈です。後期高齢の人はどんどん増えていて、国全体では、拠出金額が増えています。それを、全部の健康保険の被保険者数で割ります。その中には今日出席されています協会けんぽの方もいます。全体の中で国保のシェアはどんどんしぼんでいるから、それを足した金額としては減っているというだけの話です。その中でさらに犬山市は人の減りが激しいので、さらにその減少が加速します。犬山市の額としては減っているが、国全体の後期高齢者のためのお金は増えています。
A委員	これは社会保険の支払基金の計算方法が変わったっていう影響もあるんですか。
事務局	そうですね。昔は単純に今私が説明したとおりだったんですが、途中から、A委員がおっしゃった通り、総報酬割、確かボーナスも加算がされるようになって、社会保険の人たちが負担する金額の方が上がるという仕組みを作ったので、結果的に国保は楽をする形になりました。国保についてはプラスに働いていますが、現役世代の社会保険を極めて圧迫している形になりますので、これには健保組合さんたちは大変反対をしていちゃいます。
A委員	大きい企業の（健保組合）ということですね。
事務局	そうですね。特にそうです。
会長	何となく理解できましたか。あんまりストレートな回答ではなかったと思いますが。
A委員	社会保険の負担というか仕送りが増えて、国保も他の医療組合も楽になっているというふうにはしか見えない。
事務局	そうですね。ここには見えてないですが、①に前期高齢者調整後とありますが、要は本当にかかった給付費はこれよりもっと高いですが、社会保険から医療給付費に対する国保への仕送りもあります。これを前期高齢者交付金といいます。県は大変多額の金額をもらっているはず。ほとんどは、社会保険の皆様方から。
会長	他によろしいですか。ないようでしたら、この金額を受けて、いよいよ税率の方の話になってきますが、よろしいですか。
委員全員	《意見なし》
会長	それでは次に、議題2、令和7年度以降の保険税率改定について協議しま

す。ただいまの仮算定の数値を受けて再作成をした資料をもとに協議を進めて参りたいと思います。初めに事務局より説明をお願いいたします。

資料2をご覧ください。本来必要な課税必要額を計算する表でございます。上から順に説明させていただきます。まず①仮算定の納付金額ということで、先ほどご報告させていただきました16億8,402万5,738円をこちらに転記しました。これに犬山市として国保の運営をするために必要な経費を加算をしていきます。②③④は、任意給付と呼ばれるもので、出産育児一時金などです。それから⑤特定健診など保健事業の経費です。これらの金額は確定というわけではありませんが、来年度の予算案の額を記載させていただいております。A、加算するものの合計ということで、加算するものは大体1億円ぐらい必要となります。それから、その下ですが、こちらは今とは逆で、市にお金が入ってくるものです。これは課税必要額の計算からは引き算しますので、それがここに書いてございます。⑥は滞納分の保険税収納、過去に滞納されてる保険税のうち納付が見込まれる額が記載してあります。⑦が県からの交付金、⑧⑨⑩は法で決められている、市の一般会計からの繰り入れです。⑪は法定外の繰り入れですが、国が認めている部分になります。B、減額するものの合計は約3億円になります。そして、最初の納付金にAとBを加減算しますと、⑫保険税収納必要額が大体14億8,000万円ぐらいになります。この14億8,000万は収入として必要な額になります。収納率が100%でしたらこのままでいいですが、収納率100%というわけにはいかないの、収納できない分を見込みまして課税する額を決めていきます。予定収納率94%で割り戻しますと、大体15億7,000万ほど課税する必要があります。さらに、そこから低所得世帯の保険税軽減分、子ども均等割の軽減分、産前産後の母親に対する保険税の軽減分をひきます。これらは保険税としては軽減されまして、一般会計から繰り入れられますので、保険税としては課税しなくてよいということで、引き算します。そして、⑬本来必要な課税総額が13億8,000万円となります。

続いて、資料3をご確認ください。前回もお示しさせていただきましたが、税率改定と激変緩和策のシミュレーションの表になります。前回と変わったところとしましては、7年度の①本来必要な課税総額のところに、先ほど資料2で最後に計算しました13億8,000万円を記載しました。①の令和7年度以降は、医療費の増を見込んで、4%ずつ伸ばした数字が令和11年度まで記載してあります。それから、令和8年度以降は、第1回協議会で説明させていただきましたが、子ども子育て支援金が必要となりますので、そちらを記載してあります。そして、①と②の合計に収納率を掛けまして、⑤本来必要な収納総額を計算しております。⑦が各年度の課税総額になります。そこから同じように収納率をかけまして、⑧の収納総額を出しまして、⑪収納不足額を計算します。⑦の各年度の課税総額ですが、納付金が前回お示ししたものよりも少し減りましたので、令和7年度は6%の増税、以降6%ずつ上げていきまして、令和11年度には収納不足額がゼロになるというシミュレーションとしていきます。それから⑪の収納不足額ですが、来年度、令和7年度は3,974万ほど不足となります。この金額を基金と一般会計からの繰り入れで補填するというシミュレーションとなっております。11年度までの収納不足額の合計は、一番下を見ていただきますと、約1億3,000万円で、これを半分ずつ基金と

繰入金で補填するという、現時点でのシミュレーションになります。

続いて、資料4をご覧ください。課税総額を現行のものよりも6%上げるのにどういうふうに改定するかという資料になります。②の来年度税率案というところをご覧ください。太字になっているところが改定するところで、均等割、所得割を改定することにしております。前回までの議論で、応能対応益を概ね1対1とする方針がありましたので、現状で1対1となっていますから、今回の改定では応能応益とも上げるということで、所得割と均等割を上げています。総合計欄の右端を見ていただきますと、均等割が5,760円、所得割が0.59%増となっています。一番下の参考のところ、応能：応益割は大体1：1となっています。説明は以上です。

会長

説明は終わりました。初めてお聞きする方もいらっしゃると思うんですが、県から仮算定が出てくると、その金額に基づいて、資料2の数字がはじき出されます。その数字をもとに、何年か先、令和7年度以降のシミュレーションをしてもらってます。そこには、昨年からの一般会計から繰り入れしている金額も入ってきております。今の資料2、資料3、資料4の説明について、何かご質問がある方、お願いいたします。何年か委員さんをやられている方は毎年この頃になるとこの話は聞かれてると思うんですけども、昨年の話のときは、6.5%ぐらいのシミュレーションで話をしていましたが、今年度納付金額が下がったことによって、6%ぐらいで推移できるんじゃないかなあというのが、昨年の今頃と違ってきてる状況だと思います。若干であります下がったというご説明です。いろんな数字が出てきて、皆さんどれがどれだというふうに思っていられると思いますけども、1つ1つ、1枚1枚理解をいただけるといいかなあと思いますが、いかがですか。

昨年度に行ったシミュレーションより良くなって、0.5%程度低くなってきてるっていうのは確かです。ただ、資料3の、新しく出てきた子ども子育て支援のところは、まだ確定した数字ではありません。見込みの数字で入っておりますので、まだ不透明です。まだこれから変わってくることもあるかもしれませんが、本年度の県の仮算定の数字をもとに算出していくと、こんな数字になるということですので、よろしいですか。何かご質問等々、ご意見あればお聞きしますが。

A委員

応能応益割を今までの1対1に保つために、（基礎課税分では）均等割を3,480円、所得割を0.45%上げるということですね。そういう割合でいいかどうかということですね。

会長

よろしいですか。何もないですか。これをもとに答申を作っていきますので、よろしいでしょうか。

A委員

想定よりはましです。

会長

もっと下げれんのかというようなこともあるかと思いますが、よろしいですか。

A委員

事務局案で妥当です。

会長	B委員さん、どうですか。
B委員	はい。想定よりも下がってきたので。
会長	6%上がりますが……。C委員、どうですか。厳しいことは厳しいですが、事務局案で妥当だと思われませんか。D委員どうですか。
D委員	この数字でよいです。
会長	先生方どうですか。この数字で答申を作る方向でよろしいですか。 何もないようでしたら、これで協議を打ち切って、答申にこれを反映していくという形になりますが、よろしいでしょうか。
委員全員	《意見なし》
会長	ありがとうございます。そしたら、皆さんの方でご協議をいただいた、この確定した数字をもとに、答申案を作成しておりますので、事務局の方から答申案のご説明をお願いしたいと思います。
事務局（河合）	朗読だけさせていただきます。 《答申案を朗読》
会長	ありがとうございます。先ほどご議論いただいた資料2、3、4に基づいて、記にあるように、1～4ということで、市長の方に持っていく答申案として資料を作らせていただいておりますが、この内容についてはよろしいでしょうか。先ほど確認いただいておりますので、もし何か修正点等々がありましたら、ご連絡いただければと思いますし、また細かい字句についても、私の方と事務局の方で、最終確認をして市長への答申の方に臨みたいと思いますがよろしいでしょうか。
委員全員	《意見なし》
会長	ありがとうございます。それでは、前回、その他ということでA委員からご提案がありました。今日も資料2～4について、事務局の方からご説明があつて、話をした内容ですけれども、毎年、仮算定の数字が変わると数字の部分は変わるんですけれども、内容的にはそんな変わらないので、できればその時間を他の議論に充てたらどうかというような提案がA委員からありましたので、そのことについて、今日皆さんの方で、どうするかということを決めていきたいというふうに思います。A委員の方から何かありますか。
A委員	そんな大げさな話じゃないです。税率の話ばかりなんで、もうちょっと違うことをやりましょうと。先生方の知見をしっかりと聞きして、それも反映した国保行政にしていこうという、税率の協議に充てる時間を短くしようという

提案です。

会長

今日皆さんのお手元に次年度協議会の申し送り事項ということで資料が入ってます。A委員の方からご提案のあった件ですが、A委員もそんな大ごとではなくて、時間があれば他の議論をしようというような提案があったということで、答申に入れるような内容ではないかなということで、しかしながら、委員さんも次年度大きく変わる可能性もありますので、次年度の委員さんへ申し送り事項として、こういった形で書面を残すようにしようかなということで準備をしておりますが、ちょっと時間を割くので、皆さんまずちょっとお目通しを願いたいと思います。基本的に下の記のところを読んでいただければわかると思いますが、常日頃議論しているところがそこに書かれておりますので、これが基本方針となるところです。

A委員

制度改正からちょっと時間がたってきて、今年度の所得割の改定も安定してきてるんで、そこまで税率に悩まなくても今後は大丈夫。上げなきゃいけないことは変わりないですが。判断する余地が減ってきてるんですよ。どれぐらい基金を使うかということも決まってきたので。

会長

皆さん、読んでいただきましたでしょうか。特別な事項ではありませんので、前回A委員からご提案をいただいたこと、我々が常日頃議論していることを、こういった形で次年度の運協の委員さんの方に申し送りをしていくという内容のものにしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員全員

《意見なし》

会長

ありがとうございます。続いて、資料6、資料7に移っていききたいと思います。議題3、出産育児一時金及び葬祭費を愛知県給付基準に合わせるための検討について、協議を行いたいと思います。これについて、あらかじめ私の方に諮問がありました。諮問につきましては資料6にあります。事務局から趣旨や背景について説明をお願いしたいと思います。事務局お願いします。

事務局

今回の諮問につきまして、令和6年11月1日付で諮問があったわけですが、その背景などの説明をさせていただきたいと思います。

まず資料7の1枚目の上段をご覧ください。まず目的についてですが、愛知県から10月23日付で通知いただきまして、その内容につきましては、愛知県が給付基準を定めて、県内の54市町村に対して、出産育児一時金と葬祭費の給付基準、ここでいう給付基準というのは各市町村が持っている条例の文言を愛知県が定める給付基準に沿って改正をしていただきたいという内容のものでございました。

なぜこんな通知が来たかという背景というか理由についてですが、大きく2点ございました。まず、愛知県内の市町村の国民健康保険税とか料の水準を今後統一していくという形になるんですが、そのためには受益の公平性の観点から、いわゆる保険給付についても統一を進めていく必要があり、県が調べた結果、出産育児一時金と葬祭費の給付基準について、ばらつきが比較的小さいので統一は進みやすいのではないかなということで、やりたいということです。

それで、県の担当者と話したんですが、それは、建前とは言いませんが1つのお題目であって、本当の理由というのがこの次のところに書いてあります。保険者努力支援制度の都道府県分の取組評価分ですが、今、愛知県の全国順位がかなりというかもっとほとんど最後に近いです。表にも書いてあるんですけど、大体40位代の真ん中から後半ぐらいということによりまして、愛知県としては何とかこれを上位の方に持っていきたいということを考えています。評価項目の中に該当指標が書いてありますが、この中の「保険税の減免基準の統一」から「葬祭費の給付水準の統一」までの4つの中で2つクリアしていれば、24点もらえるという項目があったそうで、それをまず獲得したいというのが本音でございました。この24点が大体どれぐらいにあたるかということなんですが、令和5年度の当該指標における1件当たりの交付金の金額が、約1,200万円。これに24点をかけますと、大体2億9,000万です。犬山市ではどれぐらいになるのかということですが、もちろん具体的に分かりませんが、単純に被保険者数で考えると、大体1人当たり200円ということで、9月末の犬山市の被保険者が約1万1,500人ですので、大体230万円ぐらいに相当するのではないかと思います。

では、給付基準という形で条例の文言を改正する場合、どのような改正内容になるかということの説明させていただきます。まず愛知県の給付基準について、資料の別紙も参照して見ていただきますと、出産育児一時金の方では、被保険者が出産したときに、48万8,000円を支給します。次に産科医療補償制度に加入している医療機関で出産をした場合については1万2,000円を加算します。それから、被用者保険、社会保険との間で給付調整を行う、という3点が入っているというのが基準の大きなものになります。こちらについては健康保険法とか国が出してきた国民健康保険条例の参考例に書いてあることになっておりまして、被用者保険との給付調整を行うというものについても、今言った国が出した参考条例や健康保険法の記載内容に同じようなものが載っています。

では続いてですが、愛知県内の中で、今、この愛知県の基準と比べるとどうなっているかということですが、愛知県の給付基準と同じような書き方をしている市町村が45市町村、異なった書き方をしている市町村が9市町、この9市町の中に犬山市が入っております。この件数は、出産育児一時金も葬祭費も同じでして、県が求めている給付基準と異なる基準となっているのは、出産育児一時金、葬祭費、どちらにしても9市町という形です。犬山市の給付基準と愛知県の条例の記載例と何が違うかというと、出産育児一時金の48万8,000円と産科医療補償制度1万2,000円が愛知県の基準は分けて書いてあるんですけど、犬山市の場合は、条例では一括で50万円という形で記載させていただき、被用者保険との給付調整は記載させていただいてます。葬祭費につきましては、金額、対象については同じなのですが、異なっている部分としては、被用者保険との給付調整だけが記載していないということなので、この部分が異なっています。

最後になりますが、ここを愛知県に合わせるとどういうふうになるかということになるんですが、もちろん条例改正が必要という形にはなるんですが、何か問題点があるのかという話になってくると思いますが、葬祭費については特に給付調整だけの問題ですので、問題はないと思います。出産育児一時金については、産科医療補償制度に加入しているところで出産した場合は50万円で

すが、産科医療補償制度に加入していない分娩機関で生まれた場合に、1万2,000円を除いた48万8,000円を支給するという形になりますので、現状から比べると、産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した被保険者に対しては、1万2,000円を減額して支給しなければならないということが問題点になります。ただ、どういう方が対象なのかということなんですけど、今は全国の分娩機関の中で、産科医療補償制度に加入していない分娩機関というのは、兵庫県にある1医療機関だけでして、犬山市の過去3～4年ぐらいのデータを見てみたんですけど、分娩された方の分娩機関を見ますと、犬山市のクリニックもしくは小牧とか江南の医療機関で出産されている方がほとんどであります。あと海外で出産された方につきましても、48万8,000円になってしまうんですが、海外出産される方についても、この3年間で1件だけという形になりますので、ほぼ影響がないのではないかと思います。それで、今後のことを考えまして、時期は未定ではありますが、愛知県が提示してきた給付基準に合わせて、条例の改正していくことがいいのではないかと思います、今日説明の方をさせていただきました。

最後になりますが、現状の愛知県のシステムの方の話をさせていただきますと、愛知県と市町村の一部で構成している国保運営方針連携会議というのがあります。その会議の中で今回の出産育児一時金と葬祭費について給付基準を合わせるかどうかという検討する会議が明日予定されておりまして、その中で検討されているということです。あと連携会議の中の下にワーキンググループというものがございますが、そのワーキンググループでも併せて検討していきたいということを県の方から聞いておりますので、どうなるかはちょっと分からない状況ではあります。先ほど言いました10月23日の県の通知の中に、令和7年度からやりたいので令和6年度中に条例改正をしてもらいたいという文言がいまだに入っておりますので、今年度、急ではありましたが、諮問のほうを受けたという形になっております。以上で説明を終らせていただきます。

会長

説明は終わりました。県から急にこういった通知がありました。今ご説明がありました通り、書き方が若干違うところがあるということです。それを県の方に合わせた場合どうなるかと言ったら、今、全国でも兵庫県にある1件の分娩機関で出産した場合のみ48万8,000円の給付になるという、そこだけです。ただ、先ほど説明があったように、犬山市民の方はほぼ近隣病院で出産しているということもあり、過去、3年4年さかのぼっても1件もないということです。私も内容を確認した上で事務局の説明を聞いたところ、問題はないのかなあということで思っています。皆さんの方から何かご意見ご質問があれば、いかがでしょうか。

A委員

県の動機は微妙かと思いますが、特に問題はないかなと思います。

E委員

私も今の説明をいただいた中では、特に問題はないと思います。

B委員

県の方がなぜ48万8,000円にこだわるのかなというのがちょっとあります。今回のことは別に問題はないと思いますけれども、1ヶ所しかないのであれば、分ける必要はないと思うので、本当は県の方が50万というふうにし

ていただいたほうがいいと思います。

事務局

今のB委員さんのご意見には2点の困難な点がございまして、1点は、まず健康保険法、国民健康保険の参考条例というのが国から出てるんですが、その記載については出産育児一時金が48万8,000円、産科医療補償制度が1万2,000円という数字で明確に出ていますので、そことの整合性がちょっと取れないのではないかとこのことがあります。もう1点は、50万円に統一するという考え方も確かにあるんですが、現状で48万8,000円プラス1万2,000円の文言を条例で出しているのが45市町村、50万円で条例の文言を使ってるのが9市町です。逆に、50万円で合わせることに、45市町村に条例改正を求めた場合どういう反応を示すのかというのが県の方としては非常に不安だということで、なかなか難しいのではないかなと思います。むしろ、健康保険法もしくは国民健康保険の参考条例に合わせるのが一番固いのではないかとこの事務局の思いでございます。

会長

9市町村、少ない方に犬山市も入ってるんですけども、影響としてはあまり大きくないということと、県は、統一することによって少しでも点数を取りに行つて、なるべくお金をいただきたいというのが、動機は不純ですが、あります。よろしいでしょうか。皆さん、これでまずはご確認ということでよろしいですか。

委員全員

はい。

会長

そうすると今皆さんご了解いただきましたので、答申案の方も事務局で作成しております。またこれを原市長の方に持っていくのと、条例改正をしなくては行けないです。

《事務局が答申案を配布》

事務局

今お手元に答申案をお配りさせていただきました。では朗読します。

《答申案を朗読》

会長

誤字が3ヶ所ぐらいありましたので、そこは私と事務局の方に修正を一任していただけますでしょうか。今のこの答申案に関して、中身についてご了解いただけますでしょうか。

委員全員

はい。

会長

ありがとうございます。そうしたら、この答申についても、また、原市長の方に、私の方から届けたいというふうに思います。それでは、その他、事務局の方から何かありますか。

課長

報告をさせていただきたいと思います。

前回の運営協議会におきまして、5年度の保健事業の評価についてご意見をいただく中で、F委員より検診事業に関するご意見をいただきました。内容としましては、検診ごとに受診票の住所とか氏名とか、そういったものを書かなければならず、書けない高齢者のために医療機関の事務員が手助けして、非常に大きな負担が生じているということで、事前に住所や氏名等を印字した受診票を配布できないかというようなご意見であったと思います。特定健診以外の市が行っている、がん検診などが該当することから、健康推進課にお伝えさせていただきまして、課長より回答を得ましたので、少しご報告をさせていただきます。

端的に申し上げれば、現時点ではちょっと対応することは困難という回答になっております。理由といたしましては、がん検診等は手挙げ方式で行っておりますので、あらかじめ対象者を設定してすべての方に受診票を送るということが、かなり労力を要するのと、その方が、どのがん検診を受けるかということすら分からないので、すべてのがん検診の受診票を全部送らないといけないという形になってしまいます。最初からすべての対象者に住所氏名を印字した受診票を配布するということが、費用的にも、事務的にも、かなりの負担になるということと、そのほとんどが未受診で終わってしまった場合には無駄になってしまうというところから、費用的にもどうなのかということがございます。今、がん検診の受診票は、以前は特定健診もそうでしたけれども、4枚複写となっておりますので、それを例えば4枚複写でなくして、1枚だけのものでコピーをとってもらおうという形にした場合でも、精密検査の依頼書などを、逆に別で医療機関で作っていただかなければいけないことになりますので、そういったことでもご負担が生じてしまうということで、現在のところはこの方向でお願いしておりますということです。もし、さらに良い方法があればぜひ運協を通じてご提案をいただきたいということで回答をいただいております。以上報告させていただきます

会長

私個人的に言えば、運協を通じてご意見をくださいというわけではなくて、運協を通じてこういったご意見があったものですから、市としてはやはりそれをちゃんと受けとめて、今の方法が本当にベストなのか、病院側としては様々な問題があるというご指摘もあったんですから、また被保険者の方にとってみれば、高齢者の方が書くという作業が非常に大変だと思うんで、多分白紙のまま病院持って行って、ちょっと書いてくれんかって、僕も何回か見たこともありますので、やっぱりベストな方法を探っていくべきだと思います。DXを庁内でも進めていくという話も出てきていますので、そういった課題の1つとして、市の方が受けとめて、考えて、市の国保の健康の関係であれば、先生たちにご意見もらうというわけではなくて、市の担当者としてしっかり議論していくというのは、私たちは必要だと思ってます。ぜひそういうような受けとめをお願いしたいと思います。F委員、そういう形でよろしいですか。

F委員

はい。ありがとうございます。

会長

事務局、よろしいでしょうか。続いて、皆さんの方から、その他として何かご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、本日、準備した議題はすべて終了いたしました。次回の日程は、

すでにご連絡をさせていただいておりますが、令和7年2月6日（木）14時からということになっておりますので、お願いしたいと思います。それでは私の勤めは終わります。

（ 閉 会 ）

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

（原本に 玉置 幸哉 署名）

署名

（原本に 河村 府美恵 署名）

署名

（原本に 原 宏太郎 署名）